

三木市記者発表資料 (令和8年4月28日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 小田康輔 (内線 2230)	商工業振興係	0794-82-2000 (内線 2231)

タイトル
<p style="text-align: center;"><b>「三木市中小企業賃上げ設備投資推進事業補助金」を募集</b> ～賃金引上げを伴う設備投資に最大 250 万円を補助～</p>
本件のポイント
<p>・従業員の賃金引上げに向けた、業務改善や生産性向上に資する設備投資等にお使いいただけます。</p>
説明文
<p>市内で事業を営む中小企業者が、生産性の向上に資する設備等を導入し、賃上げ環境の整備を図る場合に、資金の一部を支援します。</p>
1 対象者
<p>次の全てに該当する方を対象とします。</p> <p>(1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者であって、市内で引き続き 1 年以上事業を営んでいること。</p> <p>(2) 営んでいる事業が次に掲げる事業のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 日本標準産業分類の大分類における農業、林業及び漁業（日本標準産業分類の小分類における農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業を除く。）</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける事業</p> <p>ウ 政治、宗教、思想等に係る活動等を目的とし、又は関与する事業</p> <p>エ その他市長が適当でないと認める事業</p>
2 対象となる設備等
<p>機械・装置、工具・器具等で次の全てに該当するものを対象とします。</p> <p>また、DX 枠としてハードウェアとソフトウェアの組合せで、DX の趣旨に合致するものも対象とします。</p> <p>(1) 従業員の賃金の引上げを目的として市内に新設、増設されるものであること。ただし、中古品又はリース契約をしていないもの。</p> <p>(2) 補助対象経費が 50 万円以上（消費税等相当額を除く。）のものであること。ただし、DX 枠での申請の場合は、対象経費が 10 万円以上（消費税等相当額を除く。）のものであること。</p> <p>(3) 本市の償却資産課税台帳に登録されるべきものであること。ただし、ソフトウェアは除く。</p> <p>(4) 中小企業サポートセンターで事業内容を確認されているものであること。</p> <p>(5) 年度内に事業が完了すること。</p>

(6) 補助金の交付決定後に整備されるものであること。

### 3 補助金の額

補助対象経費の2分の1に相当する額とし、250万円を限度とします。  
ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付します。

### 4 受付期間

5月11日(月)～6月19日(金) 午後5時まで

### 5 審査

提出書類は審査基準に基づく審査を行い、一定の評価点数が得られない場合に採択されないことがあります。

### 6 問い合わせ・申込先

三木市産業振興部商工振興課商工業振興係  
〒673-0492 三木市上の丸町10番30号  
電話 0794-82-2000 (内線 2231)

### 7 ホームページ

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/31/2896.html>



本案件は次のSDGs目標に関連します。

8 働きがいも  
経済成長も



9 産業と技術革新の  
基盤をつくろう



11 住み続けられる  
まちづくりを

